

## 熊本県博物館ネットワークセンター移動体験教室開催要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、熊本の自然や文化に関する専門的な知識能力、博物館ネットワークセンターが収蔵する資料等を活用することを目的とするPTAや子供会など社会教育関係団体等（以下「社会教育団体等」という）からの依頼により、博物館ネットワークセンター職員を講師として児童、生徒等が体験しながら学べる移動体験教室を開催する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (派遣の要件)

第2条 熊本県博物館ネットワークセンター所長（以下「所長」と呼ぶ。）は、社会教育団体等から移動体験教室の開催依頼がある場合において、当該依頼が次の各号の全てに該当するときは、職員を講師として派遣することができる。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 博物館ネットワークセンターの日常業務に支障がないこと。
- (3) 社会教育団体等の所在地又は活動の拠点が本県内にあること。
- (4) 同一の社会教育団体等への派遣が同一年度において1回を超えないこと。
- (5) 派遣に要する職員の交通費、原材料等の費用を全て社会教育団体等が負担すること。
- (6) 政治的又は宗教的目的をもった催事でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、文化企画課長が特に必要と認める場合は、社会教育団体等からの依頼の内容に応じて移動体験教室を開催することができる。

### (開催の申請)

第3条 社会教育団体等において、講師の派遣を希望する者は、原則として派遣を希望する日の2週間前までに熊本県博物館ネットワークセンター移動体験教室開催申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

### (派遣の承認)

第4条 所長は、前条の規定による派遣の申請の内容が適当と認められる場合は、熊本県博物館ネットワークセンター移動体験教室開催承諾書（様式第2号）により申請者に通知を行うものとする。

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。